

改正

平成27年12月28日要綱第43号

常滑市就学前障害児福祉給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、常滑市外の障害児施設で支援を受けた障害児の保護者に対し、福祉給付金を支給することに関し必要な事項を定め、もってその家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害児施設支援」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する支援の内、知的障害児通園施設支援及び肢体不自由児施設支援の通園支援をいう。

2 この要綱において「就学前障害児」とは、小学校就学の始期に達するまでの障害児をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、法第6条に規定する保護者をいう。

4 この要綱において「福祉給付金支給対象外金額」とは、別表に掲げる額をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第24条の3第6項の規定による施設受給者証を交付された市内に住所を有する者

(2) 市外の障害児施設支援を受けた就学前障害児の保護者

(認定)

第4条 福祉給付金の支給を受けようとする者は、常滑市就学前障害児福祉給付金支給対象者認定申請書（様式第1）に施設受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定に該当する者に対しては福祉給付金支給対象外金額を記した常滑市就学前障害児福祉給付金認定通知書（様式第2）を交付し、該当しない者に対しては常滑市就学前障害児福祉給付金非該当通知書（様式第3）を交付するものとする。

3 市長は、前項の結果を当該障害児支援施設に通知するものとする。

(福祉給付金の支給)

第5条 支給対象者が、障害児施設支援を受け利用者負担額を当該施設からの請求に基づき納付した場合は、その納付額が別表の額を超えた額を福祉給付金として支給する。ただし、超えた額が100円に満たない場合は、支給しない。

2 市長は、当該支給対象者から常滑市就学前障害児福祉給付金受領委任状（様式第4）の提出を受けた場合は、当該障害児施設支援事業者に福祉給付金を支払うことで福祉給付金の支給があったものとする。

（福祉給付金の申請）

第6条 福祉給付金の支給は、申請に基づき行うものとする。

2 福祉給付金の支給申請ができる者は、第4条第2項の規定による認定を受けた者とする。

3 福祉給付金の支給を受けようとする者は、月を単位に、常滑市就学前障害児福祉給付金支給請求書（様式第5）に、障害児施設支援に要した費用として、当該施設に支払いをした金額に係る領収書（以下「領収書」という。）を添え、市長に申請を行うものとする。ただし、その領収書については、障害児施設支援を行った施設から市長に対して領収した額の通知がある場合は、添付を要しないものとする。

（不正利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により福祉給付金の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第8条 福祉給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（報告）

第9条 市長は、福祉給付金の支給に関し必要と認めるときは、福祉給付金の支給を受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、福祉給付金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日要綱第43号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

福祉給付金支給対象外金額表

世帯階層区分		支給対象外金額
A	生活保護世帯	0
B	市民税非課税世帯	1,100
C 1	市民税課税 均等割のみ課税世帯	2,200
C 2	市民税課税 所得割課税世帯	3,300
D 1	所得税課税 ～ 30,000円	4,500
D 2	所得税課税 30,001 ～ 80,000円	6,700
D 3	所得税課税 80,001 ～ 140,000円	9,300
D 4	所得税課税 140,001 ～ 280,000円	14,500
D 5	所得税課税 280,001 ～	19,500

備考

- 1 階層区分の認定は、児童と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の所得の課税額の合計額により行う。
- 2 同一世帯で、2人以上の児童が対象となる場合、2人目からの児童に対する額は、基準額の1割とする。

様式第1（第4条関係）

様式第2（第4条関係）

様式第3（第4条関係）

様式第4（第5条関係）

様式第5（第6条関係）